

第88回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年10月1日（月）16：00～18：00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長）

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：片桐課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第88回産業統計部会を開催いたします。本日お集まりの皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

この部会の部会長を務めさせていただきます、慶應義塾大学の河井と申します。よろしくをお願いいたします。

本部会は、9月14日に開催を予定しておりましたが、急遽変更し、本日の開催となり、皆様方には御迷惑をおかけいたしました。

本日は、8月28日に開催されました第125回統計委員会において、総務大臣から諮問された農業経営統計調査の変更について審議を行います。

部会の構成につきましては、資料4-2として名簿をお配りしておりますが、この部会の経常的なメンバーでいらっしゃいます川崎委員と西郷委員に加え、専門委員として、農林中金総合研究所の小針主任研究員に、また、審議協力者として、公益社団法人日本農業法人協会の岸本経営支援課長にも参加していただきます。

なお、西郷委員は、本日所用のため欠席されると伺っております。

それでは、小針主任研究員から一言御挨拶をお願いいたします。

○**小針専門委員** ただ今御紹介いただきました株式会社農林中金総合研究所主任研究員をしております小針と申します。専門が農業経済で、私どもの研究所でも、この農業経営統計調査に関しては、様々に活用させていただいておりますので、この審議を踏まえて勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**河井部会長** よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、岸本経営支援課長からお願いいたします。

○**岸本審議協力者** 日本農業法人協会の岸本と申します。私は、農業法人つまり、企業的な農業経営をされている皆様方を集めた会員組織の運営に携わっております。今の農業界では、企業的な農業経営がこれからどんどん業界を引っ張っていくということで、皆様からご期待をいただいているところだと思います。そのような実態を捉えながら、今回の審議にも少しでもお役に立てればと思ひまして参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**河井部会長** ありがとうございます。お二方には専門的見地から、積極的に御発言いただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、オブザーバーとして、千葉県及び静岡県にも御参加いただきますが、千葉県は、昨日の台風による災害対応のため、本日は急遽欠席されると伺っております。静岡県は、県の農業施策に携わる部局の方に御出席いただいておりますので、地方自治体における利活用の観点から、今回の変更内容について御発言いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、本日の配布資料について、事務局から紹介をお願いいたします。

○**小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** それでは、資料の御確認をお願いします。

本日の配布資料につきましては、資料1として、統計委員会諮問資料、資料2として、統計委員会諮問資料の参考、審議関連資料として、資料3-1として審査メモ、資料3-2として審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、その他として、資料4-1として農業経営統計調査の見直しの概要、資料4-2として部会構成員名簿、資料4-3として部会の開催日程をお配りしております。

これ以外に、席上配布資料として、「諮問第116号 農業経営統計調査の変更について」関係の委員意見（要旨）」という1枚紙のペーパーをお配りしております。

なお、事前に御連絡を差し上げておりますが、傍聴席の方々には恐縮ですが、今回の諮問資料がかなり大部にわたりますので、諮問資料につきましては割愛させていただいております。

ここまでの資料につきましては、過不足がございましたら、お申し出ください。

また、委員と専門委員の方々には、資料1の諮問資料をファイリングしてお配りしております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、審議に先立って、私から3点ほど申し上げさせていただきます。

1点目は、本部会の審議の進め方についてです。審議は、資料3-1の審査メモに沿って、事務局から審査状況と論点を説明していただき、各論点に対する調査実施者からの回答後、質疑を行う方法で進めさせていただきたいと考えています。

2点目は、資料4-3でお示ししている審議スケジュールについてです。本件の部会審議については、本日と10月18日、11月1日の計3回を予定しています。なお、3回の部会で審議が終了しなかった場合は、4回目の部会を開催する可能性もございます。開催の有無につきましては、本日又は次回以降の審議の状況を踏まえて判断いたします。

審議の効率化のために、部会における審議が一通り終了し、答申案の整理の方向性について合意が得られた場合には、最終的な答申案については、後日、電子メール等により皆様方にお示しし、書面により決議したいと考えています。

また、10月25日に開催予定の統計委員会において、本日の部会審議の結果と10月18日に開催予定の部会審議の結果を中間報告した後、11月22日に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

最後に、本日の部会は18時までを予定していますが、審議の状況によっては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと存じます。そのような場合は、御予定がある方は御退席いただいで結構です。

以上、よろしくをお願いいたします。

それでは早速審議に入ります。

まず、事務局から、諮問の内容について御説明いただくところですが、各委員、専門委員、審議協力者の皆様には、既に事務局から個別に説明していただいているとのことなので、効率的な運営のため、諮問の説明は割愛させていただきます。

それでは、8月28日開催の統計委員会における本調査の諮問の際、本調査に対する御意見がありましたので、その内容について事務局から紹介していただきたいと思います。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、席上配布資料を御覧ください。8月28日開催の統計委員会で諮問した際、西村委員長から御意見がありましたので、その内容について御紹介いたします。

まず1点目ですが、農業政策が大きく変化している中で、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの観点から、更なる改善の余地はないかという点からも御審議いただきたいといった御意見がありました。

また2点目として、これまでの作業日誌や現金出納帳に日々記入する方式から、年間分をまとめて記入するよう変更することに伴う、報告者負担や調査結果への影響にも御配慮いただきたいといった御意見がありました。

最後に3点目として、今回の変更内容が多岐にわたることから、効率的かつ重点的に御審議いただきたいとの御意見がありました。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ただ今の御意見に留意しつつ、御審議いただければと思います。

詳細な議論につきましては、個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、特にここで発言、確認しておきたい点がもしありましたら、お願いいたします。

それでは、個別の審議を行う前に、先ほどの西村委員長の御意見にもございましたが、今回の変更内容が多岐にわたりますので、効率的かつ効果的に審議を行うため、まずは農林水産省から、農林水産統計の体系と、その中で本調査が担う役割とともに、今回、調査計画を変更することとした背景事情について御説明いただき、今後の個別事項の審議における参考としていただければと考えます。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省経営・構造統計課です。資料4-1になりますけれども、今回の農業経営統計調査の見直しの背景等について、簡単に説明させていただきたいと思います。

先ほど説明のありました西村委員長の御意見として、今回の部会審議に当たっての留意事項が先般の統計委員会で示されました。農業政策が大きく変化している中、農政の検討の際の資料、また、施策の評価としての統計という位置付けはもちろんですが、農林統計だけではなく、公的統計にすべからく求められておりますEBPMの観点からの検討、また、調査に協力いただいております報告者の方の負担の軽減、このような点にも留意すべしということであろうかと思えます。そのような御意見等も踏まえまして、資料4-1を取りまとめさせていただいたところです。

この資料4-1の左側の大きな四角囲みが背景として整理したものです。右側の四角囲み(2)が、それを受けまして、農業経営統計調査については、営農類型別経営統計と生産費統計それぞれありますが、今回の見直し項目をそれぞれ対比する形で整理させていただいております。

左側の大きな四角囲みのうちの1つ目と3つ目、EBPMの推進、報告者(国民)の負担軽減、これは公的統計一般に求められているものだと思いますけれども、正確かつ効率的な統計の作成に留意しながら、一方で調査事項、調査票様式を簡素化する、あるいは既存の行政記録情報や報告者がお持ちの既存のデータを活用するというような面での負担軽減を図るべきということが、先般取りまとめられました公的統計の整備に関する基本的な計画でも記載されております。このような面も含めまして、右側で具体的にどのような形で今回の見直しに反映したかを申し上げますと、農業経営統計調査共通の3つ目の白丸です。これは今回の見直しが一番大きな点ですが、調査方法につきまして、日々、調査票に記帳していただく方式から、年に1回調査票に記入する方式に見直すということで、報告者の皆様の記入負担の軽減を図るということです。加えまして、営農類型別経営統計におきましては、上から3つ目の白丸です。営農類型別経営統計は、経営体の1年間の収支を明らかにするもので、経営体の方は、基本的に、青色申告など決算報告を毎年されておりますので、そのような税務申告書類から転記できるように調査票の中身を改善しているところです。

また、営農類型別経営統計の上から2つ目の白丸ですけれども、この営農類型別経営統計は、古くは農家経済調査ということで、農家の方の農業関係の収支ないしは農家全体と

しての収支を明らかにすることを目的に調査してまいりましたけれども、先ほど岸本審議協力者からもございましたが、企業的なマインドを持った経営体の方がこれからも増えていかれると思いますし、私どもとしても、そのような経営体を施策として後押ししていかなければいけない中で、農業経営体の収支を明らかにするに際しまして、他の産業の企業の会計基準と合う形で表章する、農業経営全体の平均的な姿を表すということで、他産業との比較が可能になるような見直しも併せて行っているところです。

一方、農林水産施策固有の課題への対応というのがあります。今お配りしております資料4-1の7ページです。今後5年間に講ずる具体的施策とありますが、これは公的統計の整備に関する基本的な計画の別表において、各府省が所管しております統計に関して対応が求められている具体的な措置等について整理されたものです。このうち、農業経営統計調査に関するものは3点ありまして、その一番上の部分、1点目です。担い手層の経営収支等のデータの充実を図る観点から、小規模層の標本は一定程度削減しつつ、大規模層ないしは組織経営体に標本配置を重点化する。そして、先ほど申し上げましたが、営業利益といった企業会計と同じように捉まえることができるよう検討すべしとなっています。これにつきましては、右に実施時期ということで、平成31年調査の企画時期までに結論を得るということで整理されたところです。以上を踏まえまして、今回、審議をお願いしているところでございます。

農業経営統計調査につきましては、5年に1回の農林業センサスの結果を母集団として標本をとっておりますので、5年ごとのルーチンとして見直しがありますが、特に経営統計調査につきましては、担い手の育成、企業的なマインドを持った農家の育成を図るための施策の検討ないしはその施策の検証という面で、5年ごとのルーチンの中間年ではありますが、今回、見直しについて御審議をお願いしているということです。

資料4-1の1枚目に戻っていただき、そのような担い手層の経営収支のデータの充実ないしは6次産業化など経営の多角化を通じた経営発展の状況の把握というようなことを踏まえまして、今回、具体的な見直し内容として、農業経営統計調査共通の一番上の白丸でございますが、大規模層の階層区分を細分化するとともに、そのような大規模層ないしは組織法人経営体といったところの標本の拡充をしたいと考えています。

また、営農類型別経営統計のところの上から4つ目ですが、きゅうりということで例示しておりますが、野菜、果実につきましては、生産費調査の対象品目ではありません。営農類型別経営統計の中で収支を明らかにしておりますけれども、今後、野菜、果実についてもコストの削減、新技術の導入を検討するためには、生産費統計のような詳細なものはなかなか難しいわけですが、営農類型別経営統計の中で、作業別の労働時間を把握するというところで把握内容を拡充させていただきたいと考えております。

また、その下の営農類型別経営統計の5つ目の白丸ですが、6次産業化、農産加工ですとか、農家民宿ですとか、そのような農業生産関連事業に取り組む経営体に焦点を当てて収支を把握するとともに、表章についても工夫していきたいと考えています。

最後に、左の四角の一番下の前回答申の課題ということで、2点あります。調査対象区分の見直し、また、米生産費調査のほ場間距離のあり方の検討につきましては、後ほど個

別に説明するところがありますので、そこで説明させていただきたいと思います。

以上です。

○河井部会長 ただ今、資料4-1を基に、見直しの全体像について御説明いただいた訳ですが、これから個別事項について御審議いただきたいと考えております。今、特にここで確認しておきたい点が、もしありましたら、よろしくお願ひします。個別の論点に入らせていただけて構いませんか。

それでは、個別の論点に入らせていただきます。資料3-1の審査メモに沿って説明していただきたいと思います。なお、今回の調査計画の変更は多岐にわたっており、特に調査票の構成を全体的に見直すこととしていることから、報告を求める事項の変更については、限られた時間で効率的に審議を行うため、ある程度関連する事項についてはまとめて御説明いただき、その後、審査メモの論点及びこれに対する調査実施者の回答を踏まえて審議することといたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3-1の審査メモの1ページ目の「(1) 調査対象の属性的範囲の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、「(1) 調査対象の属性的範囲の変更」について説明いたします。

今回の変更計画では、営農類型別の経営状況を把握する経営統計調査における調査対象区分について、法人格を有する農家である一戸一法人の取扱いを変更し、従前の個別経営体及び組織法人経営体による区分から、個別経営体から一戸一法人を除いた個人経営体及び一戸一法人と組織法人経営体を併せた法人経営体による区分に変更する計画です。これについては、前回、平成28年に出された答申における今後の課題に対応し、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握するものであることから、おおむね適当と考えられますが、利活用上の支障や統計間の整合性の観点から、6つの論点を整理しています。論点については、2ページに記載しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 回答を資料3-2に整理しておりますので、これに基づきまして説明させていただきます。まず、1ページ目から7ページ目までが該当しますので、まとめて説明いたします。

まず、一戸一法人という言葉が出てまいります。農業関係者や農林水産省の統計を日頃扱っておられる方は御存知かと思ひますけれども、簡単に一戸一法人の統計上の定義をまず説明させていただきます。お手数ですが、資料3-1に戻っていただきまして、1ページです。ここにア、イ、ウ、エ、オとありますが、ウの表2を御覧ください。属性的範囲の区分(変更案)とありますが、法人経営体のところで、「世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有する経営体」とありますが、これを便宜的に一戸一法人と呼んでいきます。これから度々出てきますが、このような経営体が一戸一法人ということです。

資料3-2にお戻りください。まず、このような一戸一法人が、農業経営体全体でどの程度を占めているのか、また、法人格があるというほかに、どのような差異があるのかと

いうことを論点として、アルファベットの a で示しています。1 ページに表を載せていますが、これは 2015 年農林業センサス結果から抽出したものです。この中で一戸一法人が 4,233 とございますけれども、これが 2015 年農林業センサスでの一戸一法人の数です。農業経営体のうち個人経営体が 123 万 6,000 強ですから、およそ全体に占める割合としては 0.3%程度ということです。したがって、数からいけば、一戸一法人は極めて低い割合になるかと思えます。

一方で、今後議論になります組織法人経営体、いわゆる会社タイプの経営体をイメージしていただければ結構かと思えますけれども、2015 年現在、1 万 8,245 経営体が営農されていると把握しておりますので、1 万 8,000 に対する 4,000 ですから、一定程度これは影響があるかと思えます。これが数的な面での整理です。

次に、法人格を有するという外形的なもの以外に何か特徴があるのかという論点に対しましては、2 ページを御覧いただきたいと思えます。これは平成 28 年、去年の経営形態別経営統計として公表したのですが、個別経営体のうち個別法人経営体、いわゆる一戸一法人ですが、この中ほどの雇用労働時間を御覧いただきたいと思えます。個別経営体全体の平均では自営農業労働時間 1,946 時間に対して、雇用労働は 239 時間、約 12%です。一方で、個別法人経営体については、自営農業労働時間が 8,607 時間。これは経営規模が違いますので、全体の労働時間が増えて大きい訳ですが、そのうち雇用労働時間が 4,033 時間ということで、約 5 割ということです。ちなみに、組織法人経営体の場合は、雇用労働時間が占める割合は 74%と、7 割強は雇用労働に依存しているという状況です。したがって、家族の個別経営体全体で見ますと、平均では、家族労働、自家労働が 9 割に対しまして、一戸一法人では雇用労働が 5 割ということになりまして、組織法人経営体の 7 割には行きませんが、相当程度雇用を前提とした経営であるということが言えるかと思えます。

一方、経営のタイプ別に見てまいりますと、下の表の経営タイプ別営農類型別母集団の状況を御覧いただきたいと思えますが、畜産経営、特に酪農経営ですとか、養豚といったところの割合が高いということです。やはり、労働集約的な営農において、一戸一法人、いわゆる法人化をした上で、雇用労働で営農されているということが言えるのではないかと考えているところです。

このような特徴を踏まえまして、今回、一戸一法人につきましては、組織法人経営体と併せました、いわゆる法人経営体というくくりで捉まえて表章することを考えております。その際、3 ページですが、調査結果の時系列比較ないしはそれを担保する措置として、どうしているのかという論点です。

まず、回答の 1 ですが、一戸一法人の取扱いを個別経営体から外して組織法人経営体と一緒にして法人経営体とするという今回の見直し案については、1 の①、②にありますように、2 つに分けてその影響を考える必要があろうかと思えます。①は、まず個別経営体から一戸一法人を除外するという事、②は一方で組織法人経営体と一戸一法人を統合して新たに法人経営体とするということの影響、この 2 つを考える必要があろうかと思えます。

まず、①にあります個別経営体から一戸一法人を除外する影響ですが、先ほどの1ページの農林業センサスの数字にもありますとおり、全体の母集団に占めます一戸一法人の割合は0.3%程度ということで、平均で見れば極めて小さいということだと思います。したがって、この母集団の分布を適切に反映した標本抽出を行うことを前提とすれば、今回の見直しによる断層、影響は小さいものと考えています。ただし、今回、このような概念の見直しをしておりますので、公表に当たりましては、丁寧に説明する必要があると考えております。

一方で、3ページの3ですが、組織法人経営体に一戸一法人を加えて法人経営体ということでまとめる場合につきましては、これも先ほどの1ページの経営体の数から見て、相当程度の影響があるかと考えます。したがって、これは現時点の当方の案ですけれども、法人経営体のうち、従来の組織法人経営体を対象とした集計結果も引き続き表章する、結果を公表するというので、現行の調査結果と時系列的に比較可能になるように対応したいと考えているところです。

続きまして、4ページです。今回の見直しについては、2020年農林業センサスとの整合はとれているのか、それと関連した農業構造動態統計調査との整合についてです。4ページに2020年農林業センサスの調査票が載っておりますが、この中で、まず、「法人である」、「法人でない」という仕分けの中で、個人と団体の2つに分かれるという流れになっています。今回の見直しは、このような農林業センサスの分類と整合をとって検討したものです。農業構造動態統計調査につきましては、農林業センサスの間の年に実施されるものですので、今回の2020年農林業センサスの見直しを受けて、農業構造動態統計調査についても見直しが見られると考えているところです。

5点目です。具体的に今回の見直しどおりの変更をした場合に、利活用で支障がないのかといったところで、dの論点があります。これは、経営統計調査につきましては、先ほど申し上げました一戸一法人と組織法人経営体を統合しまして、法人経営体ということでまとめて捉まえるということです。当然、その中での区分はしますけれども、そういう整理をする一方で、生産費調査については、従来どおり、個別経営体と組織法人経営体という区分を踏襲させていただきたいと考えております。したがって、そういう意味においては、農業経営統計調査の中で経営統計調査と生産費調査で区分が違ってくるということです。どうしてそのようなことをするのか、その必要性ということです。

回答として、①、②の2つ整理をさせていただいております。①は、いわゆる利活用、施策上の問題として、今回、生産費調査については従来どおりとさせていただきたいということです。②は、統計を作成する際の技術的な問題として、生産費調査については、従来どおりとせざるを得ないということを整理しております。

まず、1の①ですけれども、生産者の方に、それぞれ麦、大豆、てんさい、さとうきび等々、一定の農産物ないしは畜産物につきまして、生産コストと販売価格といったものを勘案しながら、毎年交付金等の支援をさせていただいております。そのような交付金等の支援をさせていただく際の単価、これは生産量当たりであるとか、場合によっては面積当たりもありますけれども、そのような単価の算定に、この生産費調査の結果が使われてい

る訳です。その際、生産費調査は、一戸一法人を含む個別経営体全体を対象に調査を行っております。したがって、これは過年次からの継続性が重視されるということが、まず利活用上の前提としてあります。

一方、多少細かくなりますけれども、生産費調査のうち二条大麦、六条大麦、はだか麦、これらを3麦と申しておりますけれども、これらの小麦以外の麦類となたねにつきましても、2015年農林業センサスで作付状況が把握されておられません。したがって、先ほど申し上げました交付金を交付させていただいている経営所得安定対策に加入されている方の名簿をいただいて、これを母集団として標本設計、抽出しております。しかしながら、経営所得安定対策の加入申請者情報リストでは、一戸一法人は特定できないという制約があるということです。したがって、生産費調査については、従来どおりの枠組みの中で継続させていただきたいと考えております。

2は、「例えば、」ということで、ここはあくまで仮定の話ですが、米や大豆につきましても、2015年農林業センサスでも作付状況を把握しておりますし、一戸一法人もそういう意味では把握できる訳ですが、米や大豆だけ経営統計調査と同じように、一戸一法人の扱いを変えることになると、同じ生産費調査の中で小麦以外の3麦ないしは、なたねの区分が違ってくるようになります。後ほど出てきますが、生産費調査は生産物ごとの生産原価を把握するものです。したがって、水田作において、米、麦、大豆といったものを組み合わせで営農されている中で、品目間で分類が違ってくるようになりますと、前提として、同じ生産費調査の中で整合が取れなくなるということです。そのようなこともありまして、生産費調査の対象につきましても、従来どおり、個別経営体、組織法人経営体の区分により調査を継続させていただきたいと考えております。

3番目、ここは今後の検討事項だとは思いますが、2020年農林業センサスでは、先ほど申し上げました3麦、なたねにつきましても、作付状況を把握することになっておりますので、一戸一法人の特定も可能となります。そのようなものを踏まえまして、先ほど申し上げました、1の①にありますような種々の施策への影響といったものも考慮しながら、今後十分検討してまいりたいと考えておりますが、今回の見直しでは困難であるということです。

6ページです。こちらを前提とした上で、経営統計調査と生産費調査の間で、調査対象の区分、名称が異なることで支障が生じるのではないかとということです。繰り返しになりますが、1ですけれども、経営統計調査は、経営体全体の農業に係る経営収支を明らかにすることです。水田作であれば、米、麦、大豆、野菜といったものを組み合わせて全体の営農をパッケージで経営を行っているのが一般的です。経営統計調査は、その農産物全体の収支を把握することを目的としております。一方、生産費調査は、それぞれの品目に特化した形で、品目ごとのほ場段階の生産原価を把握することにしております。したがって、経費につきましても、共通する部分については、品目別に割り振ることもやっておりますし、例えば米生産であっても、主食用米の生産コストだけを把握することで、極めて厳格な計算ないし推計を行っております。その結果が先ほどの施策の交付金単価の算定に使われているということです。したがって、経営統計調査の中でも、経営統計調査と生

産費調査では、目的等が違ってきますので、特に今回の一戸一法人の取扱いの差異によって、特段大きな支障があるということは考えていません。

7 ページです。これは前回の答申で指摘されたNPO法人についての取扱いですが、2 の真ん中に表を載せていますけれども、NPO法人につきましては、農林業センサスでは、その他の法人の中に分類されていますが、全体の法人経営体の中での構成比を見ますと3.3%となっており、この一部がNPO法人です。数的な面から見ても、NPO法人を特別に抽出して、標本として優位に選定する状況ではないと思いますし、また、政策上も法人化の施策に当たりまして、特にNPO法人を排除する、ないしはNPO法人を特に優遇するという取扱いもしていません。したがって、統計の中で、NPO法人を特に優位に取り上げて調査する必要性は、現時点ではないのではないかと判断したところです。

一方で、NPO法人につきましては、様々な形で農業経営なり農村地域の所得増加に関与されていると承知しておりますので、そのような事例として把握して、食料・農業・農村白書でもトピックとして紹介もされておりますので、今現在ではそのような事例調査の対象としての取扱いではないかと考えているところです。以上です。

○河井部会長 御丁寧な御説明ありがとうございました。ただ今の説明に対して、御意見あるいは御質問がある方は御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○川崎委員 いろいろ御説明ありがとうございました。一戸一法人のところの扱いを変えていくというのは、これは方向性としてもよく分かりますし、いろいろ工夫されていることがよく分かりました。念のための確認ですが、今の資料3-2の2ページ目のところにあるように、上の表の真ん中に個別法人経営体、これが一戸一法人ですよ。ここの部分は従来も表章されているし、今後も分けて表章されるという格好になるのでしょうか。もしそうだったら、データの接続とかそういう問題は全くない、ユーザーの方で組替えて調整すれば済むような話でもあるので、ここが今後も表章されるのかということを教えていただけたらと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料3-2の2ページの一番上の表ですね。

○川崎委員 上の表です。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 まず、組織法人経営体につきましては、引き続き表章させていただきたいと思います。個別経営体につきましては、今後、個人経営体という名称に変わります。その場合、従来の個別経営体を表章するかどうかというお尋ねでしょうか。

○川崎委員 そうではなくて、真ん中の個別法人経営体が表章されていると、別に最終的にどちらの系列があるかにかかわらず、ユーザーがこの部分で調整すれば済むのかどうかということを申し上げているのです。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 失礼いたしました。そのとおりです。

○川崎委員 それは結果公表されるのですよね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい。

○川崎委員 それであれば、接続の心配は全くないと私は受けとめました。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 失礼いたしました。

○河井部会長 ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○小針専門委員 御説明ありがとうございました。今回の見直しは、以前までは世帯であるか、組織であるかということでの線引きであったものを、農業経営として行っているかという基準を明確にする意味で、法人経営体と個人経営体という区分で分けていると受けとめております。それは1つの判断かと思っております。

少し気になるのは、それ自体は良いとした上で、3ページの2の①の個別経営体のところの影響、断層の部分ですが、確かに平均で見ると、この形で影響はないと言えると思うのですが、規模階層で分けていくと、規模の大きな層のところの標本が大分変わってくるという形での差が出てくると思われまます。実際にこの形で調査してみて、今までの規模の大きな層との数値に大きな影響があるようであれば、その旨を説明するなり、やはり合わせた形のものも継続期間として表章するなりの対応を採っていただく方が、規模別で個別経営体を見ているケースがありますので、接続面ではよろしいかと思ひます。

○河井部会長 いかがでしょう。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そのような面も十分考慮してまいりたいと思ひます。今、この表章しているものが、個別経営体を抽出した結果の中の一戸一法人になります。今度はそれを個人経営体として階層別に抽出していきますので、同じ階層の中で、いわゆる個人経営体と一戸一法人との違い、そこら辺も十分検討して、指摘いただいたようなことに対応していきたいと思ひております。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。岸本審議協力者。

○岸本審議協力者 御説明ありがとうございます。今回の見直しについては、私も常々疑問に思っていたところを見直しされると受けとめ、非常にありがたいと思ひています。特に、経営統計調査のところは、私どもが会員の調査をしていると、経営の中でこの品目はどうなっているかと聞かれるのです。ですが、経営全体としては、例えば、お米だけを作っている訳ではないので、併せて野菜とか果樹だとかをやりながら、経営全体を回していくのが現実です。この見直しによって、農業経営の実像にしっかりと踏み込めることになると思ひますので、大変期待しています。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。静岡県からは、いかがでしょうか。何かございますか。

○寺岡静岡県経済産業部農業局農業戦略課農業戦略班主査 継続性という意味で、Aの方からBの方へ移ってしまうことで、データの継続性が失われるのではないかという話が内部ではあったのですけれども、今のお話では、引き続き表章していくということだったので、そこは大丈夫なのかなと思ひました。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○川崎委員 これは基本的には問題ないと思ひつつも、念のため確かめる意味でのお尋ねですが、これは、農林業センサスの結果をベンチマークとして、母集団情報として、その

農林業センサス時点でのウェイトで加重平均されますよね。そうすると、5年後の農林業センサスで多分ウェイトのバランスが変わっていくわけです。ウェイトが変わることによって、平均値に若干の影響は出るかもしれない、ベンチマークを切替えたことによって、ひょっとしたら微妙に影響が出るかもしれないという感じがあります。恐らく結果的には大差ないと思うのですが、感じとして分かっていたら教えていただきたいのですが、一戸一法人の伸びのスピードと、組織法人経営体の伸びのスピード、どちらの方が速いか。どちらかが極端に速かったりして差があると、多分、後でギャップが出ると思うのですが、その辺りは、どのように見ておられるのでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 データ的に一戸一法人は毎年把握していません。農業構造動態統計調査では、一戸一法人を区分していないのです。農林業センサスにおいて5年に1回、一戸一法人を把握できますが、持ち帰って整理します。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 最新の農林業センサスのデータは2015年ですが、その前の2010年と比べた場合、一戸一法人は、数的にはそう変わりありません。逆に、組織法人経営体の伸びの方が大きい状況にあります。ですから、川崎委員がおっしゃったようなことは、あまり考えられないと思います。

○川崎委員 大半は組織法人経営体ですから、組織法人経営体の伸びが大きい方がむしろ、結果的に平均値は組織法人経営体の方を代表しているのか、かえってギャップが目立たないということかなと思います。分かりました。ありがとうございました。

○河井部会長 ありがとうございます。私からも1点質問したいのですが、資料3-2の5ページのところで、経営統計調査と生産費調査の調査区分が異なるという話について、3番目のところで、2020年農林業センサスの結果を今度使うことになる、2020年の結果が反映される2022年の本調査からは、生産費調査と経営統計調査を同じ調査区分にする予定はあるのでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 技術的には可能になりますが、それをすることによって、どういう調査結果に断層が生じるかということ、また、交付金の算定等の利活用に影響してしまいますので、併せて今後検討するということになるかと思っています。

○河井部会長 十分考慮しつつというのは、そういういろいろな意味が含まれているのですね。分かりました。

ほかに何かありますか。もしなければ、次の論点に移らせていただきたいと思います。

続きまして、審査メモ3ページの「ア 調査票の構成の見直し」について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料3-1の審査メモ3ページ、アの「調査票の構成の見直し」についてです。今回の変更計画では、これまでの経営統計調査と生産費調査の共通した調査票である日々の収支状況や作業内容別の労働時間を把握する「現金出納帳」及び「作業日誌」、さらに、資産の保有状況や農産物の生産状況を年1回把握する「経営台帳」の3つの調査票を全て廃止し、調査結果として作成する統計に対応して「経営統計調査票」と「生産費調査票」の2つに区分した上で、経営統計

調査票については、個人経営体用と法人経営体用の2種類に、生産費調査票については、農畜産物の品目別等に個別経営体用の調査票を13種類、組織法人経営体用の調査票を3種類、新設する計画です。これについては、報告者負担の軽減にも配慮しつつ、効率的な統計作成を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、見直しを行う調査票の構成が適切なものになっているかなど、6つの論点を整理しています。事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ここは大幅な変更なので、是非詳しく説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料3-2の8ページから18ページまでになります。まず、現行の調査方法等も踏まえた上で説明させていただきたいと思いますが、8ページの真ん中に流れを整理しております。これと見比べていただきながら、以下、説明させていただきます。

まず、日々の収支につきまして、8ページ「①現金出納帳」でございますけれども、支出、収入それぞれ現金の支払いないしは受取りが発生した都度、何をどれだけ売ったのか、ないしは資材を買うことによっていくら支払ったのかということ、年初に調査票をお渡しして、これに記入いただくということでございまして、やはり日々記帳することで、報告者の方の負担が、心情的にも実務的にも大きい部分だろうと思います。①の「また、」以下ですけれども、農外収支の部分です。これは、今回の見直しでは把握しないことにしている部分でございますが、農業に必ずしも関係しない息子さん、娘さんの給料、ないしはおじいさん、おばあさんの年金についても把握していた訳ですけれども、同じ世帯で暮らしていても、なかなかそのようなものを記入することには非常に抵抗感がある。この点で、調査には協力できないことも、しばしば起こっているところです。

②が作業日誌です。これは人別に、日別にどんな作業を誰がどれくらいしたのかを書いてもらうものです。これにつきましては、畜産のように日々の作業がほぼ定型でパターン化できるものについては、一定程度簡素化する、パターン化する見直しも従来行っておりましたが、多忙のためになかなか記帳していただけないことも生じております。そのような場合には、後ほど聞き取りにより補完することで対応していることもありますし、必ずしも作業日誌に書いていただけてはいませんが、例えば、カレンダーのようなものにメモ書き、備忘録的に記録されている報告者もおられます。そのような備忘録的なものをお預かりする、ないしはコピーをとらせていただいて、別途、職員が作業日誌に整理していることが実態としてあります。

③の経営台帳につきましては、基礎的な資産の状況ということで、聞き取りして取りまとめしております。前年の状況を事前にプレプリントして、それを修正していただく工夫もしておりますけれども、大規模な経営をされているところでは、経営台帳で整理する農機具の種類、台数も多いこと、ないしは、特に畜産では牛1頭ごとに入出りを把握するよう整理しておりますので、その分、非常に多くの労力が要ることです。このようなものを最終的には地方の出先機関の職員ないしは調査員が回収いたしまして、費目別に統計上集計ができるようにコード付けをした上で、システムに手で入力して、集計工程に持っていく

プロセスがあります。この分類コードにつきましても、作成する統計ごとに仕様が違うので、複雑なものになっているのが現状です。このような調査をお受けしていただいている報告者の方ないしは地方の出先機関の統計担当の職員双方に多くの労力をかけているのが、今の農業経営統計調査の実態です。従来は職員が自ら行っておりましたけれども、3年前からは専門調査員ということで、一部非常勤の方を任命させていただいて、順次、職員調査から調査員調査に移行しておりますが、3年前の調査員調査の導入に当たっては、調査手法については見直ししていなかった訳です。現行の調査体系で調査員の導入を始めた訳ですけれども、今後の円滑な農業経営統計調査の実施、報告者負担の軽減という先程来の観点から考えたときに、この際、抜本的な調査手法の見直しをすることで検討したものです。

具体的には、9ページの2の①以降です。まず、経営統計調査につきましては、日々の現金出納帳を廃止しまして、青色申告なり、その他の税務申告の既存のデータから転記していただくことに変更させていただきたいと考えているところです。ここのところが大きな見直しのポイントです。これによりまして、報告者の記入の負担ないしはその後の職員のデータ整理・入力といった労力の軽減を期待しているところです。

一方、②の生産費調査ですが、肥料、農業薬剤といったものは比較的まとめて買われることが多いので、購入については、一定程度、今でも書いていただけていると思いますけれども、一方で、使う段階で、どの作物に何を使ったかという品目別の仕分けが生産費調査では必要になってきます。そのようなものにつきましては、後ほど労働力のところで出てきますが、補助表というものを活用しながら書いていただくことを想定しております。基本的に、その品目ごとに使える農薬、使える回数地域によって決まっていますので、調査票への記入は可能であると判断していますが、肥料等品目共通のベーシックな資材については、やはり品目別の仕分けが必要になってきますので、そのようなことを考慮しまして、必要に応じて補助表の活用も検討していただくことを考えております。これは後ほど労働時間のところでまた申し上げたいと思います。

また、9ページ2の②の2つ目のパラグラフですけれども、農機具、建物等の減価償却費の把握ですけれども、これについては、申告書ベースでは農業全体での減価償却費は把握できますけれども、品目別の負担割合までは整理されておりません。これにつきましては、前年の資産の保有状況を記載した調査票を配布しまして、修正していただく。新しく買った、処分したことを追加で記入してもらうように工夫したいと考えております。

9ページ2の③、ここが労働時間のところですがけれども、基本的に、労働時間の把握につきましては、法人経営ですとか、大規模経営の経営体では、先ほど農林業センサスの結果でも触れましたが、雇用による労働が相当程度増えておりますので、労務管理、生産管理のために労働時間の整理は行われているのではないかと思います。しかし、必ずしも個人経営体では労働時間の整理は行われていないことも想定しておりますので、このような場合には、別途、労働時間の補助表を使用した上で整理していただくことを検討しております。労働時間の補助表については、17ページで再度説明する部分がありますので、そこでまとめて説明させていただきたいと思います。

次に 11 ページです。ここは論点が少し変わっておりまして、経営統計調査と生産費調査で双方の調査対象になっている報告者がどの程度いるのか、今後どうなるのかということです。経営統計調査と生産費調査双方の報告者として協力していただいている方の割合ですけれども、おおむね 2 割程度が共用で調査に御協力いただいております。表として整理したのが、11 ページの下半分です。全国計で共用率 20.3% ということで、2 割程度が重複して両調査に御協力いただいております。これを地域別に見ますと、北海道、北陸、沖縄といったところで共用率が高くなっています。北海道につきましては、後ほど品目別の生産費でも出てまいりますので、そのところでも説明しますが、北海道では内地での品目に加えまして、原料用ばれいしょ、これは、でん粉原料に特化したばれいしょです。それとてんさい、これは、ビート糖を作る原料ですけれども、北海道に限定されているものです。このような北海道特有の生産費調査の品目があるということ、また、北海道は酪農産地ですが、酪農経営は共用率が他の経営に比べて高い傾向があります。そのような特性がありまして、北海道において比較的平均と比べて高い共用率となっています。また、北陸では、米作が中心ですけれども、水田作経営と米生産費調査の報告者数が多いということで、相対的に共用の割合が高くなっています。鹿児島県の南西諸島、沖縄の 2 地域がさとうきびの生産費調査の対象標本がある県ですが、そのような事情から共用率が高くなっている状況にあります。一方で、規模別で見ますと、特にどの規模が高い、どの規模が低いという傾向は見られません。今後、今回の見直しをお認めいただいた後、標本を抽出する訳ですけれども、特に抽出方法を変更することは考えていませんので、この共用率について、大きな変化はないものと考えているところです。

12 ページですけれども、両方の調査に協力していただくということは、その分、報告者に御負担をかけていることは間違いない訳ですけれども、今回、生産費調査につきましては、調査事項の一部簡素化にとどまっておりますが、経営統計調査票の経営収支につきましては、決算書ベースの資料からの転記ということで抜本的な見直しをしたいと考えております。したがって、全体的な観点から見ますと、負担軽減を図っておりますので、現行 2 つの調査に協力いただいている報告者の方についても、相当程度負担軽減になるのではないかと考えているところです。

次に、13 ページです。品目別の生産費調査の調査票が 16 種類あるということです。この 16 種類の調査票は、分類として多過ぎないか、もう少し大きくくりできないのかというのが、c の論点です。まず、この 16 種類の数え方ですけれども、13 ページに大きく表として整理をさせていただいております。

調査票 16 種類の内訳として、表側に、米生産費から組織法人経営体の小麦・大豆まで整理しておりますが、丸囲いの数字を足し上げていただくと 16 になる訳です。このうち、例えば、麦については、小麦と先ほどの 3 麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦、4 つの品目がありますけれども、麦類ということで 1 つにまとめさせていただいております。また、畜産についても、まとめられるものはまとめた上で、16 種類になったということです。その上で、それぞれの生産費調査には、利活用、関係法令がありますが、それぞれの施策がひも付けされております。そのようなものを前提に、調査票を設計した訳ですけれども、特

に販売の面で、品目ごとに細かい事情がありまして、なかなかまとめられないという事情があります。資料に書いておらず、口頭で申し訳ありませんけれども、例えば、米の販売であれば、主食用なのか、加工用なのかということで分けて把握しています。加工用というのは、米粉とか加工品に回るものです。食べられるものではあるのですが、いわゆる粒としては食べずに、粉として食べるようなものは分けて販売を把握しています。また、餌米、飼料用米についても別途把握しているということで、米については、米特有の事情で調査票を設計しています。また、麦につきましても、農産物検査法で等級検査を受けることになっております。その結果、1等、2等、規格外、いわゆる3等に分かれる訳ですが、その等級区分ごとに販売額を把握しておりますし、別途、ビール麦については、その販売について把握しております。また、そばについても等級区分、1等、2等、規格外ということで、麦と同様の等級区分ごとに把握しておりますが、一方で、例えば大豆につきましても、1等、2等、規格外という区分は一緒なのですが、その後、特定加工用ということで、粒としては使わないけれども、加工品として使う用途があります。いわゆる豆腐とかみそとかしょう油に回る分です。クラッシュして使われる分ですが、そのような特定加工用も別途分けて把握しています。そのような品目ごとに、販売と言いましても、作物ごとの事情に合わせて把握するものを調査票として設計しておりますので、このような16種類の調査票となったということです。

一方、14ページは、これは品目別ではなく、米、小麦、大豆については、昨年からは組織法人経営体も生産費調査の対象としておりますけれども、このような組織法人経営体と個別経営体とでは、労働時間の把握方法に違いがあるので、別の調査票で種類分けをしたということです。

15ページ、このような調査票の数が18種類、生産費調査票で16種類、そして経営統計調査票が個人経営体と法人経営体で2種類、計18種類で、これをきちんと仕分けして報告者に配布できるのかという観点での論点ですが、確かに調査票の種類は増えますが、調査員は、現在、1調査員当たり、それほど膨大な経営体を担当している訳ではありません。現時点で平均すれば5経営体程度だと思います。したがって、物理的な作業として、決して負担増にはならないだろうと思います。また、調査票を配布する際には、報告者の名前、住所は別途管理した上で、直接訪問して手渡しで調査票を配布して、その際に調査票の記入の説明などもさせていただいておりますので、特段の負担増にはならないだろうと考えています。これは現場からの感触でも、そのように聞いています。18種類の調査票でも十分対応できると考えています。

最後、16ページから17ページですが、今回、従来の現金出納帳、作業日誌から大きく調査手法を変えますので、お手元にお配りしている新旧対照表では、新しい調査と従来の調査で把握する事項が変わっているのか変わっていないのかが分からないこととなります。したがって、どういう把握事項を考えているのかという論点だと思っております。16ページは、現行の調査票で把握している事項を並べたものです。恐縮ですが、資料3-2の別紙1-1を御覧ください。別紙1-1、1-2につきましても、個人経営体・法人経営体に分けまして、現行把握しているものと見直し後に把握しようとする

ものを対比したものです。別紙1-1は個人経営体ですけれども、基本的に、従来の把握事項と変更はありません。ただし、一部、現金出納帳で把握しておりました、農外の収入及び支出、先ほど若干触れましたけれども、農業に従事していない御家族の給料ですとか、年金ですとか、通勤代のようなものにつきましては、この際把握することを取り止めるということで、この部分については廃止と記載しています。これは経営体としての収支を把握する際に、従来のいわゆる農家全体としての所得は把握しないとの見直しです。

別紙1-2、これは法人経営体の調査事項の変更ですけれども、基本的に、変更はありません。ただし、経営統計調査票は、現金出納帳から申告ベースのデータによる調査票への記帳に変わりますので、従来、現金出納帳で把握していた出・入りと、申告ベースでの収入・支出、ここの仕分けの違いによる差異が生じることは考えられますが、事項としては、先ほど申しあげました事業外の収入と支出については、廃止するところが主なものです。

資料3-2に戻っていただきまして、17ページになります。17ページの4の「なお、」のところですか。先ほど出てまいりました補助表について別途整理しています。労働時間の把握につきましては、法人経営では労務管理上整理されていると想定しておりますが、家族経営を中心とした個人経営では、必ずしもそのようなものが整理されているとは限らないので、作業日誌は廃止しますけれども、別途、労働時間については、整理補助表をお渡しして、この中で整理していただければ、調査票には記入いただかなくても構わないという取扱いにしたいと考えているところです。

具体的には、先ほど見ていただきました、別紙1-1の後ろ5枚目ほどに、別紙2-1以降、横紙の資料がついています。別紙2-1、2-2が補助表のイメージです。補助表につきましては、別紙2-1は日別に整理するパターン、別紙2-2は月別に整理するパターンの2パターンを想定しております、これはどちらでも報告者の方が記入しやすいものをまず選択できるようにと考えております。

なお、加えまして、従来は、こういう作業日誌的なものを白地でお渡しして、そこに毎日毎日、作業時間や作業内容、誰がやったかということ報告者の方に記入していただくことにしていました。今回、補助表ということで整理させていただき、そのような煩わしさを軽減させることを考えたときに、ゼロから書いていただくことではなかろうということで、記入例を付けています。別紙2-3から記入例を付けさせていただいております。別紙2-3は酪農経営をイメージした記入例、別紙2-4は耕種の日別の経営をイメージした記入例です。別紙2-3にありますとおり、作業区分としては、餌やりから搾乳、そして、自前で餌を作っておられる場合には、牧草の管理といったものが作業区分としてある訳ですけれども、報告者のところに年始めにお伺いしたときに、この作業区分について、あらかじめ職員と報告者の方とで、作業区分をこんな形で整理できますかと打ち合わせさせていただいた上で、特に酪農、畜産経営の場合には、1日当たりの労働時間は極めて定型的なものですので、例えば、別紙2-3にあります餌やりについては、1日朝と晩で3時間くらいだと、主に自分と奥さんがやっているというようなことを聞き取った上で、1日当たりの標準労働時間を設定した上で、あとは毎日行っているかどうかをチェックして

いただければ、1か月分のもので整理できるようにイメージしています。別紙2-4については耕種ですけれども、耕種は品目によってそれぞれ当然違いはあろうかと思いますが、これについては、土地利用型の大豆などをイメージした記入例になっておりますけれども、耕起、いわゆる田起こしみたいなものですが、基肥、種まき、防除、草取り、そして、機械の整備点検等についても、どのような作業が想定されるかを農家と職員とで年始めに整理した上で、その上で書きやすい形に整理し、何時間行ったかということ併せて書いていただくことで、一々作業内容をゼロから毎日書くことにはならないようにしたいと思っています。そして、別紙2-4の右側にありますが、生産資材についても、まとめて一定程度買いますけれども、品目別にやはり振り分ける必要があるため、ここには使用した資材を備忘録的にメモ書きしていただけるように工夫しています。資材と労働はワンセットですので、こういう形を想定しているところです。

なお、この労働時間等整理補助表につきましては、定期的に職員が調査に協力していただいている報告者の皆様のところにお伺いして回収し、集計することを想定しております。この補助表の提出を義務付けるものではございませんし、補助表に記入された事項をそのまま公表することは考えていません。

18ページについては、今回の見直しが十分かということですが、これについては、十分なものと考えているところです。以上です。

○河井部会長 ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。イメージ湧きますでしょうか。

○川崎委員 特に質問ということではないのですが、感想として、これまで元々かなり大きな記入負担のある調査で、また、記入の仕方も複雑だったところをかなりまとめられたのは、お話を聞いて、また、いろいろな資料も拝見して、評価したいと思います。良いことだと思います。ただし、どうもイメージがまだつかみ切れていないのですが、調査員の方は、これは従前の調査票と新しい調査票とで、記入者のところに足を運ぶ回数とか、記入の指導の仕方の仕事量とかは、どれくらい変わるのでしょうか。多少は頻度が減るとかもあったりするのでしょうか。どういうイメージでこの仕事を捉えておられるのか、教えていただきたいと思っています。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 説明させていただきます。今のところ考えていることとしては、先ほど御説明したように、労働時間については、ここが一番難しいところだと思っていますので、今でも行っていることですが、やはり年4回程度お伺いし、丁寧に対応したいと思っています。ただ一方で、経営統計調査票はかなりの部分が転記になりますので、調査の始めに丁寧な説明をし、最終的な回収は1回となりますので、かなり負担が減ると考えております。

○川崎委員 そうすると、トータルでやはり記入に当たって4回の訪問と、全体1年分まとめて記入した後の回収のための訪問が必要であり、そこはそんなに変わらないけれども、記入者の方は、細かなことをせずに転記だけで済むから、その分負担はやはり軽くなるということですね。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） はい。

○川崎委員 なるほど、分かりました。やはり良いと思います。了解しました。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょう。どうぞ。

○小針専門委員 今回の見直しは、大きくは2つあると思っておりまして、1つは調査票自体を経営の概況を捉えるものと、各品目の生産費を捉えるという2つに分けて実施するのがまず大きな変更と考えております。その上で、もう1つの大きな変更は、やはり調査員の聞き取りによる他計調査の要素が強い調査方法から、農業者が自分で記入する形に変わること、そうしていかないと、なかなか統計自体が存続も難しくなると思いますので、その方向にシフトしていくのは、その方向で良いのかなと思っています。ただ、そのことに対して、やはりそこへのフォローとして、もちろん調査員が説明するのもあると思うのですが、将来的なことを考えると、ここにはこういうものを書くといった、マニュアル的なものの整備も併せて進めていくことを考えていただければ良いのかなと思っています。

また、先ほどの調査票の見直しの中で、大きく変わると感じているのは、経営統計調査で、今まで農家の総所得を捉えていて、年金等の収入や農外収入も含めた世帯収入を表章していたし、それを1つのメルクマールとして使っている部分も多いので、今後、そういう調査ではなくなることを周知していただいた方が良いと思います。利用者に、農業経営にフォーカスした形の調査に変えることをアナウンスしていただければと思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 確かに今回の調査票に変更するに当たり、報告者の方々がどのように記入すれば良いのかということ、調査票の中にも若干の説明を加えているのですけれども、それとは別に、記入例を作成して、お配りしつつ説明してまいりたいと思っています。

もう1点、今回の見直しが御指摘のようになりかなり大きいものになりますので、公表の際、誤解を与えないような形でしっかりと説明をしてまいりたいと思っています。

○河井部会長 それでは岸本審議協力者、何か御意見はありますが。

○岸本審議協力者 私から特にはありません。委員の方々のお話のとおり、私も十分考えられた中身になっているなと感じているところです。経営統計調査と生産費調査を実際に使う場面を想定すると、それぞれ目的が違って使われているのが実態ですので、そこうまく適合した形で的確に情報を把握していける内容になっているのではないかと考えています。

○河井部会長 私も1つだけ。基本的に委員の皆様はポジティブに評価されていて、記入者負担も減少するという点で、私もその点については全く異論なく、同意しているのですが、一つだけ心配なのは、調査方法が随分変わるので、調査結果に断層が起こるのではないかと懸念しています。全てについてはではないのですが、何かある調査項目において断層が発生するのではないかと心配があるのですが、その点はチェックされるとか、あるいはプレテストされるのかということはお考えでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 今回の見直しに当たりまして、まず、今お手元にある調査票で報告者の方が書いていただけるかどうかということについて検討いたしました。その際、直接農家に聞く訳にはまいりませんので、日々経営統計調査を担当し、報告者とやりとりしております地方の出先機関の職員に、北海道から沖縄まで

おりますけれども、この調査票で記入できるかどうかを確認した上で、これなら書けるように指導・説明できるということでしたので、今のお示ししている調査票で私どもの方で適切なサポートをすれば、記入していただけるだろうと思います。

一方で、今回、これまでの現金出納帳方式から調査票様式を変更することによる調査結果の断層ですが、調査票の関係でいいますと、別添3-1、3-2といったところが経営統計調査票の損益計算書のところで、従来、把握していなかったものを追加する事項が2つあります。支出において、いわゆる交際費については、現行の経営統計調査では、研修会への出席等については経費に入れておりましたが、その後の懇親会的なものについては入れていません。一方で、税務上の申告では、交際費についても支出の中に入れてくるということです。具体的には、別添3-1の5ページ、個人経営体用の調査票になります。交際費を別途把握するような形の調査票になっておりますが、ここは別に交際費を調べるということではなく、従来の調査結果との接続を図るときに、この部分を押さえておく必要があるということで追加した項目です。関連で、その下の市場手数料ですが、これは、現在の経営統計調査では市場手数料は収入にも支出にも立たない形で把握しておりますが、税務申告上は、市場手数料を含めなくても構いませんし、含める場合には支出に市場手数料の項目を立てるという整理のどちらでも構わないと聞いております。そのような意味で、従来の費用の把握項目として、この2点が変わってきますので、部会長がおっしゃった段層を今後見ていく際にも、このようなところを別途当分の間把握させていただきたいと考えています。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○小針専門委員 1点よろしいですか。この別添3-1のところで、交際費と市場手数料をこのような形で把握することは、今まで農業経営統計調査の個人経営体の費用のところに交際費が含まれていなかったのもので、その部分をきちんと把握するということであるとは思うのです。しかし、青色申告の申告書の中に、この交際費という費目がきっちり入っている訳ではないというところもありますし、交際費や研修費は区分が難しいので、実際に農業経営者の立場で、この交際費を記入するということになる、記入内容の正確性には課題があると考えております。逆に、今回、調査票の内容を変えて、申告書ベースにするということであれば、あまり今までとの接続を重視して交際費を把握するというよりは、費用の中に交際費は含まれるものとしてもよいのではないかと思います。今の御説明を聞くと、交際費や市場手数料それぞれを把握したいということではないとのことですが、実際にこの調査票を見ると、交際費について調べているのかなと少々誤解を与えてしまうのではないかとということも含め、費用の中には交際費を含むという整理で調査票を整理されても良いのではないかなと考えます。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 御指摘のとおり、市場手数料や交際費を特出ししていただいておりますのは、あくまでも私どもの事情からで、決して交際費や市場手数料を調べるためのものではありません。一方で、部会長から御指摘がありました、いわゆる継続性を考えたときに、検討材料として必要があるのではないかとということで、調査票に入れさせていただきました。ただし、小針専門委員から御指摘いただいたとおり、ここ

をあまりにも強調するような形のレイアウトですと、かえって誤解を与えてしまうということもありますので、レイアウトを検討させていただきたいと考えております。

○河井部会長 他にいかがでしょう。はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局から1点確認ですが、先ほど御説明のあった労働時間等整理補助表は、記入を義務付けるものではない、ただし、四半期に一度回収して職員の方が集計しますという話ですが、これはあくまで提出は任意のものだから、統計法上の基幹統計調査の調査票ではないという整理だという認識でいいですか。というのは、基幹統計調査の調査票ではないということになれば、任意にいつでも変えられるというメリットもある反面、逆に言えば、どこまで元データとしてしっかり把握しているということが外形的に分からなくなる。良い面と悪い面が両方あるのではないかと思います。今までですと、しっかり仕分けして日々記入しておられたので、それが良いとかではなく、ある意味、それを元データとして、農林水産省としても胸を張って把握していますと言えたのが、今度そうではないということで確認の仕様もなくなる。データとしては出さない、使わないというような言い方をされていたので、余計その辺が気になって確認しているものです。あくまで内部で使用するというのは、二次利用の対象でもないという意味ですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 労働時間につきましては、調査票にある労働時間の事項を基本にして集計しており、この調査票の調査項目の数字をまとめるための情報収集という位置付けで補助表を収集したいと考えています。事務局がおっしゃった、任意での提出という形ですと、ないがしろにされるのではないかという御懸念もあるのですが、私どもはそのような使い方をしようとは決して思っておりません。あくまでも調査票にある調査事項を把握するための補助表という位置付けは変えずに、様式も実際に使ってみて、どうも使い勝手が悪いという意見が多ければ、若干の見直し等は必要になると思いますけれども、基本的には、今回のこの様式も検討する段階で地方にもいろいろと意見等も聞きながら整理したものです。ですから、そう大きく変わるものではないと思っています。そこについては、信用していただければと思います。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○川崎委員 澤村統計審査官の御指摘については、私も少し気にはなりながらも質問しそびれていたこともあり、また、農林水産省からのお答えも非常に誠実、真摯にお答えになっているので、大変よく分かるのですが、もしそうであれば、逆にそのことをはっきりこの様式上に表示するのはどうでしょうか。つまり、これは調査票ではなく補助表です、集計には用いませぬ、また、記入のお手伝いのために回収しますが、秘密は当然守りますとか、これは実は調査票ではないと言いながらも秘密を守らなければいけないものですよ。だから、その辺を何かうまく余白のところにでも記載しておく、ひょっとすると、そういう懸念が薄れるのではないかと、払拭できるのではないかと思うのですが。

○河井部会長 いかがでしょう。御検討いただけますでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 はい、検討させていただきます。

○河井部会長 では、今2つ御検討いただきたい点が出てきたのですが、1つは、交際費

及び市場手数料の項目についてですね。別に残してもいいのだけれども、報告者の誤解を招かないような調査票の構成としていただきたいという御指摘が小針専門委員からありました。もう1つは、川崎委員から、補助表について、コメントというか、調査票ではないけれども適切に扱いますということを担保するような記述をしてほしいということについて、対案というか、そのようなものは、次回お示していただくことはできませんでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 検討させていただきます。

○河井部会長 はい、それではそれらを次回の部会でお示ししていただくこととし、その報告を受けて最終的に判断したいと思います。基本的にはポジティブに皆様評価されていますので、よろしく願いいたします。

それでは、審査メモの次の案件です。審査メモの4ページのイの経営統計調査票関係の「(ア) 現況、損益計算書、貸借対照表を把握する調査事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料3-1の審査メモ4ページ、「(ア) 現況、損益計算書、貸借対照表を把握する調査事項」についてです。今回の変更計画では、農業経営体の経営実態を明らかにするため、個人経営体及び法人経営体における現況と損益計算書及び貸借対照表に計上されている事項を把握する調査事項を新設・再編する計画です。これらについては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、損益計算書や貸借対照表に計上されている事項については、税務申告書類や財務諸表から転記可能な項目設定とすることにより、報告者負担の軽減を図ることとしており、おおむね適切と考えられますが、調査結果の更なる利活用や報告者負担の軽減の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど3つの論点を整理しています。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、農林水産省から各論点について回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 資料3-2の19ページから22ページまで、参考となります資料は、別添3-1、3-2の調査票になります。

把握する事項につきましては、基本、従来の把握事項と変わっていない訳ですが、19ページから20ページの部分ですが、1の①の法人経営体におけます家族経営体。これは、先ほど来議論していただいております一戸一法人を把握するためのものです。②の法人経営体のうちの集落営農は、特に水田作におきましては、やはり集落営農を母体とする法人経営体が相当程度の割合を占めているということで、引き続き法人経営体の中の集落営農を把握したいと考えております。③の認定農業者は、引き続き経営所得安定対策の支援措置を受けた農業経営体の分析のために必要なものです。④の経営主の性別・年齢につきましても、年代別の分析は引き続き必要になってくるということです。⑤の農業研修生の受入れにつきましても、労働力の確保状況を把握するものです。法人化の年次は、法人設立からの経過年数でどの程度成熟度合いがあるのか、経営収支はどのような状況なのかということ把握するものです。⑥の申告の有無ないしは決算時期ですが、これは青色申告を行っている、行っていないということで、調査票の記入指導の行い方、確認方法も変わってまいりますし、法人経営にあつては、調査票の回収時期を把握するために必要なも

のです。

20 ページの 2 番目の損益計算書は、経営統計であれば必然的に必要なものであると思います。一方で、この調査は農業経営の収支を把握するものですので、別途、法人経営については農業割合併せて把握することとしております。貸借対照表につきましては、資産、負債の状況について把握するものです。他の経済統計と変わらないだろうと思っています。

21 ページですが、ここは青色申告に特化した論点です。現時点でどの程度の申告の状況なのかということですが、国税庁のデータによりますと、農業所得で青色申告されている方は 42 万人程度ということですが、経営規模ですとか地域別の状況が分からないため、当方では把握できかねる部分です。青色申告を行っていない経営体の場合につきましては、別途、農業所得用の申告書類をベースに記入していただくこととなりますが、損益部分については青色申告決算書に準拠した内容となっておりますので、特に違いはないと思っています。一方、貸借対照表については、青色申告を行っていない場合には必ずしも作成は必要ありませんので、分かる範囲で記入していただいて、記入できない部分については欠測値という形で、同地域、同規模のデータを基に補完することを想定しているところです。

22 ページについては、繰り返しになりますので、説明は省かせていただきます。

以上です。

○河井部会長 ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。それでは、澤村統計審査官。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 念のための確認ですが、代替データによる補完というのは、もう既にこういう方法で行うということが決まっているのか、今後検討しますという話なのかどちらでしょうか。当然、何らかの補完方法の情報は、先ほど来、小針専門委員からの御意見にもありますように、今回の変更に関しては、様々な変更があるため、情報提供が重要になると思います。欠測値の補完をする場合にも、どういふ方法で行なっているのかという情報提供が非常に重要になるかと思うのですが、それも併せて提供されるという予定なのか。2 点、念のために確認します。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 現在考えている方法としては、農業の場合、大体、同一の規模であれば、同一の固定資産等を持って営農しているということがありまして、今回、補完を考えている項目は、まさに貸借対照表の中の資産の部分ですので、そちらについて同一規模、同一階層において類する数値を代入していくことを今のところ考えています。一方で、そのようなことを行っていることについても、今後は公表の際にホームページ等で、このような方法で、こういう項目については代替しているということを正確に提供していくことを考えております。

以上です。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○小針専門委員 部会長から御発言のあった調査結果に断層が生じないのかということも含めてですけれども、やはりこの形で記入することになると、様々な形での数字の変化もあると思いますし、調査してみて、やはりこういうところはこういう形にしていかな

ければいけないというのが様々出てくると思われます。今回、2015年農林業センサス結果を母集団情報とする期間中に変えるという形になっていますので、次の2020年農林業センサス結果を基に標本を取り直して調査するときには、きちんと体制も含めて整理していくように、今回変更は移行期間として捉え、様々検討するという形で進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○河井部会長 いかがでしょう。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林業センサスの中間年での見直しについては、まさに施策上の必要から、あえてこの時期にお願いをしているものです。当然、母集団名簿とする農林業センサスの切替えのときには、今回の見直しに加え、何か新しい課題等も出てくることも考えられますので、そのときには改めてまた御審議をお伺いすることになろうかと思っております。

○河井部会長 他に何かありますか。はい。

○川崎委員 調査をこのようにしていくこと自体、私は良いことだと思うのですが、この欠測値の補完のところは、正直言うと、悲観的に思っています。なぜかという、これだけの事項を記入できないときは、ほとんど何も記入されていないぐらいの状態の欠測が起り得ると思っていなければいけないと思います。そうすると、例えば、表の中で一部歯抜け状態だったら、何とでもしようがあるとは思いますが、本当に欠測値の取扱いだけで済むのかなというのが非常に心配なので、その辺りについて、どれぐらい欠測値が発生するかというような見込みはお持ちでしょうか。つまり、例えば、欠測値が2割から3割ぐらいまでだったら何とかかなと思うのですが、6割、7割になったらほとんど補完が不可能な世界になりますよね。ひょっとしたら半分超えるのではないかとさえ思うのですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。つまり、何を申し上げたいかという、そういう部分があると、もう欠測値の補完どころか表章項目を簡略化するということまでしないと、ひょっとしたら結果的にはうまくいかないのではないかとすることを申し上げたいのです。そのような可能性はやってみないと分からないところがあるので、もしかしてやってみてうまく補完できないときは、結果表の表章を変えるという対応を考えていただくことは想定されているのかどうか。どれぐらいこのままでうまくいくと思っておられるのか、その辺りの本音をお聞きしたいというのが説明の趣旨です。

○河井部会長 はい、お願いします。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 御指摘の点は、本当に我々も当初不安な部分でした。先ほどの調査票の6ページ、7ページ、貸借対照表のところですが、貸借対照表の全てが埋まっていない場合にどうするかということで、右側に統計調査員使用欄があるのですが、これに実質書けない場合はチェックしてもらおうということを記載してしまして、それ以外、この右側の流動資産から固定資産、負債までですけれども、基本的に、現金、預貯金、売掛未収入金から以下、黄色が付いている項目が本来我々が合計として知りたい部分です。先ほど地方の職員と相談しながらという話をしましたが、当初から全ての項目を把握することはかなり難しいと考えています。そのようなことがございまして、今回、預貯金等とくくったような形で把握する一方で、いろいろ

な項目ごとに整理している方もおまして、預金は預金で聞いた方が書きやすいとか、未収入金、未払金というとなかなか難しいのですけれども、内訳の項目としてこれを書いた方が記入しやすいという方の場合は、そのような形で整理させていただくと同時に、全体の項目として、これを欠損にしてしまうということではなく、黄色が付いている項目については、例えばアメリカなどで実際に行われている方法として、本当にこの1項目だけであれば、この項目だけマイナス1とかあり得ない数字で、ユニークで振らせていただこうと思っています。そのような観点で、今までの経験則ではあるのですけれども、農家の方はかなり白色申告が多い中でも、この黄色で示しているような項目であれば、具体的にどれぐらいという数字は示せないのですけれども、地方の職員と話した感触としては、おおむね今聞き取り調査により把握できている項目ではないかという感触です。

○川崎委員 私が正しく理解しているかどうか確認させていただくと、この黄色の欄だけを重点的に把握したいと考えているが、ここすら書けないということは、さすがにあまりないだろうということですか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） はい。

○川崎委員 なるほど。そうかもしれませんね。万が一、ここも書けない場合というのは、類似した経営体から、何か関連の高い項目か何か、類似度の高いデータで補完するという感じでしょうか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 今考えていますのは、一番は、まず営農類型別ということで営農が固定されること、作っている品目等もありますので、その規模を見て、それと地域差があるようなものについては地域を併せて、同一の規模であれば、ほぼ同じような営農をしていると考えられるため、そのデータにより補完したいと思っています。

○川崎委員 要は、欠測値の発生率は、この範囲に限れば、それなりに低く抑えられるであろうという見込みの下行うので、そうすると、ふたを開けてみないと分からないところがあるから、あとは祈るのみみたいなどころがありますね。是非、調査員に頑張っていたでいて、できるだけ聞き取りしていただくように頑張っていたでいてと併せての補完ということですね。分かりました。

○河井部会長 岸本審議協力者、実際に記入できるかどうかの感触については、いかがですか。

○岸本審議協力者 先ほど来、調査の準備のために補助表も同時に配布する訳ですから、恐らく参考になる数字も見えてくるのかなとは思っています。そこは、地域の普及員の方々だとか、地域を支えている皆様とも連絡調整されれば、それなりに十分な回答は得られるだろうと考えております。

○河井部会長 心強いお言葉、どうもありがとうございます。今のお話を聞く限りは十分把握できるのではないかという感触ですけれども、先ほど川崎委員からも話が出てきましたが、どのように補完するかに関しての情報公開ですね、それをきちんと示す。最初の話だと、規模別に補完という形だったのですけれども、実はもっと細かく見る訳ですね。営農であるかどうかとか、どういう作物を作るかとか、地域がどうかとか、そういうものを

勘案しながら補完していく。最初の話よりはもっと複雑な補完方法のような気がしますので、その辺の情報をやはり示していただければと思います。

それでは、この論点につきましては、皆様同意していただけたという形でよろしいでしょうか。

ちょうど18時となりました。予定よりはまだ進んでいないのですが、この辺りで本日は終わりにさせていただければと思います。

本日の審議におきまして、調査実施者に改めて確認、整理していただく事項につきましては、調査実施者から次回の部会において回答をよろしくお願いいたします。その上で、当該回答を踏まえて引き続き審議した後、残された論点につきまして審議を行うこととしたいと思います。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会ですが、今回は10月18日木曜日の16時から、この建物の3階の会議室で開催させていただきます。今回は、部会長から御説明がありましたとおり、本日の審議事項で調査実施者において改めて確認、整理が必要とされた事項について審議した後、引き続き、残りの論点について御審議をお願いいたします。

それから、本日お配りした資料につきましては、かなり大部になりますので、委員、専門委員等の方々におかれましては、机の上に置いたままにいただければ、次回、事務局の方で準備させていただきます。事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。次回の審議を効率的に行うために、残りの審議事項につきまして御質問などがもしありましたら、来週の10月9日火曜日までに、事務局までメールで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。どうもありがとうございました。